

Q S Tリサーチアシスタント細則

平成28年9月1日
28（細則）第53号
最終改正 令和6年6月1日
令06（細則）第50号

（目的）

第1条 この細則は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が、大学院課程に在籍する柔軟な発想と活力に富む研究者をQ S Tリサーチアシスタントとして受け入れ、受け入れたQ S Tリサーチアシスタント本人と一体となって機構の研究開発を効果的・効率的に推進し、併せてQ S Tリサーチアシスタント本人の専門的知識と研究能力を育成することを目的とする。

（定義）

第2条 この細則においてQ S Tリサーチアシスタントとは、国内の大学院課程に在籍する学生（以下「大学院生」という。）のうち次条の資格を有する者であつて、機構の研究課題を遂行する任期制非常勤職員として採用される者をいう。

（資格）

第3条 機構がQ S Tリサーチアシスタントとして採用する者は、国内の大学院に在籍し、機構の研究員等受入規程（28（規程）第89号）に基づき、実習生又は連携大学院生として受け入れられている者又は受け入れられていた者とする。

（機構内公募と選考）

第4条 Q S Tリサーチアシスタントの採用に係る機構内公募の手続はイノベーション戦略部が行うものとし、その選考はイノベーション戦略部が別に定める。

2 組織規程（28（規程）第2号）第2条3項で定める研究組織の長（研究所長、センター長、病院長をいう。）は、イノベーション戦略部長に対し、研究課題等及びQ S Tリサーチアシスタントの候補者を提案することができる。

（契約期間及び契約締結）

第5条 Q S Tリサーチアシスタントの雇用期間は1年以下とし、発令日の属する会計年度内（4月1日から翌年の3月31日まで）とする。ただし、次年度の募集に基づく再雇用を妨げないこととし、再雇用による雇用期間は1会計年度以内とする。

2 本制度によるQ S Tリサーチアシスタントの再雇用を含めた雇用期間の限度は、採用日から5年に達する日までとする。

- 3 Q S Tリサーチアシスタントの採用に当たっては、人事部長はQ S Tリサーチアシスタント本人と別に定める雇用契約を締結する。
- 4 次の場合は雇用を終了とする。
- (1) 雇用期間中に博士号の学位を取得した場合又は修士号の学位を取得後に引き続き博士課程に在籍しない場合（大学院課程の修了をもって終了）
- (2) 大学院を中途退学した場合（その時点をもって終了）
- 5 前項に該当することとなったときは、Q S Tリサーチアシスタントは別に定める様式により速やかに人事部長宛てに届け出なければならない。

(給与及び諸手当)

第6条 Q S Tリサーチアシスタントの給与は日給とし、その額は1日7.5時間、週4日以内の勤務で次表のとおりとする。なお、給与は勤務日数に応じて調整を行う。

千葉地区		六ヶ所地区 (冬季)		左記以外	
8,160円		8,050円		7,700円	
基本給	7,700円	基本給	7,700円	基本給	7,700円
地域手当 相当額	460円	寒冷地手当 相当額	350円		

※冬季とは、毎年1月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

※東京地区については、別に定める。

- 2 前項の給与のほか、任期制非常勤職員給与規程（28（規程）第19号）に規定する通勤手当、テレワーク手当、特殊勤務手当（放射線業務手当に限る。）、超過勤務手当及び深夜勤務手当については、同規程に準じて支給する。ただし、超過勤務及び深夜勤務については、実験施設の利用等やむを得ない場合を除き原則として命じないものとする。

(リサーチアシスタント活動報告)

第7条 Q S Tリサーチアシスタントは、研究実施状況について、イノベーション戦略部が別に定める様式によりリサーチアシスタント活動報告書を雇用期間終了後速やかに受入所属長等の確認を得てイノベーション戦略部研究支援・連携業務課に提出しなければならない。

(再雇用)

第8条 当該年度の雇用終了後、次年度に再雇用を希望するQSTリサーチアシスタントの選考に当たっては、応募に係る申請書及びイノベーション戦略部研究支援・連携業務課に提出されたリサーチアシスタント活動報告書を踏まえて行うものとする。

(旅費)

第9条 受入所属長は必要と認めた場合、QSTリサーチアシスタントに対し出張を命ずることができる。

2 前項の旅費は、旅費規程(28(規程)第24号)に基づき算出し、支給する。

(規程の準用)

第10条 QSTリサーチアシスタントは、前各条に定めるもののほか、任期制非常勤職員就業規程(28(規程)第8号)を準用し、機構が定める諸規程を遵守しなければならない。

(主管部署)

第11条 この細則に関する制度の運営に関する主管部署は、イノベーション戦略部研究支援・連携業務課とする。ただし、QSTリサーチアシスタントの雇用に関する事務は人事部人事課が行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 機構成立の日の前の日までに、国立研究開発法人放射線医学総合研究所における「大学院課程研究員制度」又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における「学生研究生制度」若しくは「特別学生研究生制度」(以下併せて「旧制度」という。)に基づき採用をされた者で、引き続き機構の大学院課程研究員となった者については、なお従前の例による個別の契約に従うものとする。

附 則(平成29年4月1日 29(細則)第44号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月1日 29(細則)第54号)

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日 30（細則）第22号）
この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 31（細則）第51号）
この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日 令01（細則）第20号）
この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 令02（細則）第2号）
（施行期日）
第1条 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 令03（細則）第16号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日 令03（細則）第33号）
この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日 令04（細則）第26号）
この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日 令05（細則）第33号）
この細則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日 令06（細則）第47号）
この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月1日 令06（規程）第50号）
この細則は、令和6年6月1日から施行する。